

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年10月16日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

61.8トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち4.8トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.4トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	7.4トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

32.7トン

2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.0トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	22.6トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.1トン

くろまぐろに関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和7年<u>10月16日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和7年<u>7月1日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p>																				
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 61.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち4.8トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td><td>1.0トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td><td><u>1.5</u>トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td><td><u>8.4</u>トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td><td>6.3トン</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.5</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 61.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち4.8トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td><td>1.0トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td><td><u>1.4</u>トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td><td><u>8.5</u>トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td><td>6.3トン</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.5</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.5</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.5</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3トン																				

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	<u>10.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>17.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	7.4 トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	<u>8.7</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>18.8</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	7.4 トン

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

### 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

32.7 トン

### 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.0 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	22.6 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.1 トン

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

### 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

32.7 トン

### 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.0 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	22.6 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.1 トン

下線部が変更箇所